

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年6月2日

分任支出負担行為担当官

仙台港湾空港技術調査事務所長 似内 敏行

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

東北管内において波浪条件が厳しい港湾では、消波ブロック被覆堤の消波ブロックは80t程度の大型の消波ブロック重量が必要となっており、防波堤の沖側へのさらなる延伸及び気候変動の影響により100tを超過する大型消波ブロックとなることが想定される。大型消波ブロックはコンクリートの性質上折損しやすい問題もあり、大型化が困難な場合も多い。このことから消波ブロックの大型化を抑制する検討が必要となる。

本委託業務（以下、本業務）は、既存の設計式や実験データなどを用いて大型化をどの程度抑制可能か分析を行い、水理模型実験を用いて大型化抑制手法の検討を行うものであり、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務の履行に必要な知見、専門技術、設備を用いた研究実績を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

消波ブロック被覆堤の消波ブロック大型化抑制に関する研究委託

(2) 業務内容

消波ブロック大型化抑制の検討 1式

- ・資料収集整理
- ・断面形状の抽出・検討
- ・水理模型実験

(3) 履行期限

令和8年3月13日

3. 業務目的

消波ブロック被覆堤における消波ブロックの質量を抑制する手法を検討するため、既往文献をもとに大型化をどの程度抑制可能か分析を行い、水理模型実験にて断面形状と所要質量の関係を確認し、消波ブロックを小型化した場合の断面検討に必要なデータの取得及び検討を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 東北地方整備局長から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名

停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

不規則波に対する消波ブロック被覆堤の消波ブロックの耐波安定性評価に関する知見を有していること。

(3) 業務実績に関する要件

不規則波の反射波吸収制御と越波流量による港内外の水位変化を制御する事が可能な二股に分かれた水路を用いた水理模型実験(解析及び検討を含む)を行った研究の実績を有していること。

5. 手続等

(1) 担当部局

東北地方整備局 仙台港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係
〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20
電話022-791-2112

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年6月2日(月)から令和7年7月8日(火)までの間、(1)の場所にて交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年6月12日(木)16時00分まで。提出場所は(1)に同じ。提出方法は持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送によることとし、事前に(1)の担当部局へ連絡を入れること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する場合の技術提案書の提出期限

令和7年7月9日(水)16時00分まで。

(4) 簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたっては、東北地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格A等級の決定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再決定を受けていること。)。なお、当該資格の決定を受けていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。